

図 11

消毒・洗淨・保存剤の予製については、保存剤の予製が 15 件 (10.4%)、洗淨剤の予製が 18 件 (12.5%)、消毒剤の予製が 27 件 (18.8%)、消毒剤の希釈が 84 件 (58.3%) であった (図 12)。

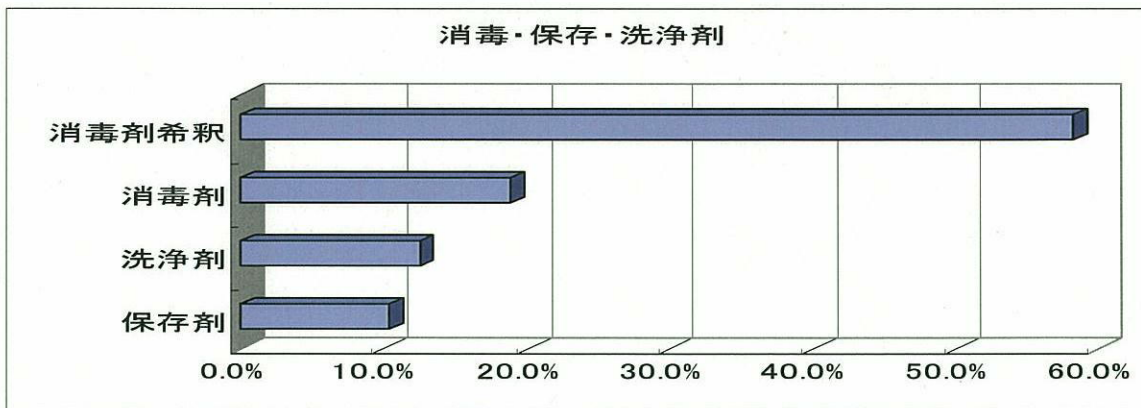


図 1 2

また、錠剤の粉碎と錠剤を半分に割って予製しておくケースがそれぞれ 2.5%、2.3%みられた。錠剤・カプセル剤の粉碎は錠剤しか市販されていない製品を小児に投与する、あるいは嚥下困難な患者に投与する場合に行われる予製剤であり、錠剤の半錠化は、同じく市販されている製品の半分の含量のものが処方されるため、予製されているものと思われる。

特に錠剤を粉碎する場合は粉碎後の安定性や、溶出性を確認することが必要とされるものであるが、医療上の必要性から今後とも不可欠な予製剤であろう。